

令和4年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務委託仕様書

1 業務の名称

令和4年度観光消費喚起に向けた体験型プログラム利用促進業務委託

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による県内経済への影響で観光事業者の経営環境は逼迫した状況が続くなど、事業継続への強力な支援が急務となっている。本業務においては、観光需要回復のため、国や県独自の旅行需要喚起キャンペーン等と連動した体験型プログラムの利用促進を行うことで、旅行者の県内消費の喚起、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内周遊の促進を図り、地域経済の回復や地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月24日（金）

(2) 委託業務の主な内容

- (ア) 体験型予約サイトを活用した割引クーポンキャンペーンの実施
- (イ) キャンペーンのプロモーション
- (ウ) 体験型プログラムの増加に向けた取組

4 業務の内容

(1) 体験型予約サイトを活用した割引クーポンキャンペーンの実施

予約サイトにおいて体験アクティビティを対象とした割引クーポン（以下、クーポン）を発行すること。条件は以下のとおり。

- (ア) クーポンはオンライン予約時に利用できる電子クーポンとする。
- (イ) 体験アクティビティ予約サイトにおいてキャンペーン用の特設サイトを製作すること。
- (ウ) クーポン発行の対象事業は三重県内で利用できる体験型アクティビティとし、観光施設等の施設入場料に該当するものや、体験要素が少ない物販や飲食等を主とするものは対象外とすること。
- (エ) キャンペーンを通じて、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進が図られるよう、以下を行える仕組みを取り入れること。
 - ①割引率等の可変やクーポン配分等の工夫による平日利用への誘導
 - ②割引率等の可変やクーポン配分等の工夫による連泊利用への誘導
 - ③割引率等の可変やクーポン配分等の工夫による県内5地域への誘導
- (オ) 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの取得において利用者の地域限定を可能とする仕組みを取り入れること。

- (カ) キャンペーン期間に同一人物がクーポンを複数回取得可能とすること。
- (キ) キャンペーンは期間を区切って複数回実施することが可能であること。
- (ク) クーポン原資は5,000万円を上限とすること。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、クーポン利用対象施設は感染症対策を実施している施設とすること。
- (コ) キャンペーン期間中は、体験アクティビティ事業者からの問い合わせ及びキャンペーン利用者からの問い合わせに迅速に丁寧に対応できる体制（コールセンターの設置など）を配置すること。
- (サ) キャンペーン期間中は、週に一度、クーポン利用の状況を事務局に報告すること。
- (シ) キャンペーン終了後の未利用のクーポン原資については清算後に変更契約を実施し、減額する。
- (ス) キャンペーン終了後には利用実績を分析し、今後の県内の体験アクティビティの利用促進に関する課題及び提案を報告書に取りまとめること。

(2) キャンペーンのプロモーション

県内外からの旅行客に対し、クーポンの利用促進に向けた取組を実施すること。

【必須条件】

- (ア) 県内に新たに開設された観光施設や宿泊施設等の利用者や、本委員会が実施する他の事業の利用者等にキャンペーン利用を促す内容を取り入れること。
- (イ) 過去の体験型プログラムの利用状況を分析したうえで、ターゲット層を明確にし、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進が図られるようなものとする。
- (ウ) キャンペーン実施時には、キャッチコピーを定め、キャンペーンポスター（B2、カラー、100部程度）及びチラシ（A4、カラー、20,000部程度）を製作し、県内観光案内所等（約80か所）へ配送すること。
- (エ) 業務実施にあたり、広告の掲出方法など原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

(3) 体験型プログラムの増加に向けた取組

キャンペーン対象となる体験型プログラムの増加に向けて、実施事業者へアドバイスなどを行い、県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）での体験アクティビティの利用基盤の充実を図ること。また、実施事業者からキャンペーンへの参加希望やプランの新設希望があった場合、早期に旅行者の利用が可能となるよう、登録手続きに要する期間を通常よりも短縮化する対応を行うこと。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡し完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、委員会事務局に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。

- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (5) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) ポスター及びチラシのデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDFデータで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月24日（金）のいずれか早い日までに、業務完了報告書2部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。
 - みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内）